別表

2026 ゴールデンナショナルセール出品牛の衛生条件

検査・予防接種の証明が必要な疾病等	衛生条件等	検査・予防接種を行う期間
ヨーネ病	・搬入日前６ヵ月以内にスクリーニング法による検査（抗体検査又は予備的遺伝子検査をいい、陽性の場合は家畜伝染病予防法施行規則別表第一に定めるリアルタイムＰＣＲ法による検査）を実施し陰性であること。 なお、出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づくカテゴリーⅠの農場で飼養されていることを原則とし、カテゴリーⅡの農場から出品する場合には、次の条件を満たしていること。 a 当該農場の患畜最終発生から６ヵ月が経過していること。 b 最低３ヵ月の間隔を空けた２回以上の抗原検査（予備的遺伝子検査、リアルタイムＰＣＲ法による検査又は細菌検査（分離培養）検査法）を実施し陰性であること。 （２回目の検査は搬入日前６ヵ月以内に実施すること。）	令和8年3月25日 以降
牛伝染性リンパ腫	・搬入日前６ヵ月以内に血液抗体検査又は、遺伝子検査を実施し陰性であること。	令和8年3月25日 以降
アカバネ病	・搬入日前３週間以上６ヵ月以内に獣医師による予防接種を受けていること。	令和8年3月25日 から令和8年9月4日
牛呼吸器病	・搬入日前３週間以上６ヵ月以内に獣医師による予防接種（５種混合生又は不活化ワクチン或いは６種混合ワクチン）を受けていること。	令和8年3月25日 から令和8年9月4日
臨床検査	・出品者は、出品牛及び当該牛を飼養する牛舎で飼養される全ての牛について毎日の健康観察を徹底するとともに、出品牛について搬入日前１週間以内に獣医師による臨床検査を受け、皮膚病、イボ、その他伝染性疾病等により体表（乳房を含む）に異常がない旨の証明書	令和8年9月17日 以降

注１：監視伝染病等の発生農場からの出品については、他の出品家畜への感染の可能性も否定できないことから、原則として出品を認めない。但し、清浄化の判断ができる場合はこの限りではない。

注２：真菌症等の皮膚病及びイボ等体表（乳房も含む）に異常があるものは、他の牛への感染の恐れがあるため、羅患牛は搬入を認めない。

注３：「カテゴリーⅠ」とは、清浄確認が行われており、牛のヨーネ病防疫対策要領第３「発生予防対策」の規定により予防対策を講じ、かつ、第４の１「サーベイランスの実施及び証明書の交付」に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。
「カテゴリーⅡ」とは、本病の発生があり、第５「発生確認時の防疫措置」に規定する措置又は第６「まん延防止対策」に規定する対策を講じている状態をいう。

注４：「５種混合生ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（ＩＢＲ）、牛ウイルス性下痢（ＢＶＤ)、牛パラインフルエンザ（ＰＩ）、牛ＲＳウイルス感染症（ＲＳ）及び牛アデノウイルス感染症（ＡＤ）の混合ワクチンをいう。
「５種混合不活化ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（ＩＢＲ）､牛ウイルス性下痢１型・２型（ＢＶＤ－１・２）、牛パラインフルエンザ（ＰＩ）、牛ＲＳウイルス感染症（ＲＳ）をいう。
「６種混合ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（ＩＢＲ）、牛ウイルス性下痢１型・２型（ＢＶＤ－１・２）、牛パラインフルエンザ（ＰＩ）、牛ＲＳウイルス感染症（ＲＳ）及び牛アデノウイルス感染症（ＡＤ）の混合ワクチンをいう。

注５：「アカバネワクチン」はアカバネ単体ワクチンの他｢牛異常産３種混合不活化ワクチン｣および「牛異常産４種混合不活化ワクチン」も認める。
※「牛異常産３種混合不活化ワクチン」とはアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症
「牛異常産４種混合不活化ワクチン」とはアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症およびピートンウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。